平成２１年（フ）第１５９９号
東京都府中市武蔵台１丁目29番地の62杉崎荘202号
債務者　成田　　忠
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１１０８号
福岡市東区千早１丁目２番１―401号
破産者　株式会社エフエムイー
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７９号
福岡県久留米市御井旗崎３丁目11番１号
破産者　株式会社シンポ
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７号
佐賀県佐賀市松原４丁目８番８号
破産者　富士設備工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
宮城県岩沼市吹上１丁目８番13号
破産者　有限会社長田運送
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
茨城県ひたちなか市堀口135番地
破産者　有限会社志賀設計
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１８３号
栃木県宇都宮市富士見が丘１丁目19番６号、前住所栃木県宇都宮市桜４丁目３番２号
破産者　長岡　和子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１号
栃木県栃木市新井町1023番地４　ファミール佐柄501、前住所栃木県栃木市薗部町２丁目６番４号
破産者　桜　　慶子
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２号
栃木県栃木市新井町1023番地４　ファミール佐柄501、前住所栃木県栃木市薗部町２丁目６番４号
破産者　桜　　昭美
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝857番地15
破産者　有限会社あさやグリーンパレス
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９号
栃木県日光市藤原２番地
破産者　第一商事株式会社
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９７号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝858番地28、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝857番地15
破産者　八木澤昭浩
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９８号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝858番地28、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝857番地15
破産者　八木澤昭雄
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９９号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝858番地28、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉滝857番地15
破産者　八木澤七百枝
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８８号
栃木県小山市天神町１丁目10番12号パークマンション天神102、破産開始決定時栃木県小山市犬塚３丁目27番地４
破産者　青木　庄治
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８９号
栃木県小山市天神町１丁目10番12号パークマンション天神102、破産開始決定時栃木県小山市犬塚３丁目27番地４
破産者　青木　テル
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２８号
栃木県栃木市薗部町２丁目６番４号
破産者　株式会社成建
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３号
栃木県那須塩原市一区町1479番地３
破産者　ゼブラ運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第３３号
広島県安芸高田市吉田町山手1565番地の１
破産者　株式会社正田工業
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第２２８０号
福岡市博多区博多駅南３丁目２番３号　丸美フェリックスビル701
破産者　株式会社ラジカルアクシス
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４２０号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目７番23号
破産者　日の出印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部